



事業所税の申告納付は期限内にお願いします！

納付が遅れますと延滞金が課されます。期限後申告には不申告加算金が課されます。

事業所税は、東京都や政令指定都市、主に人口 30 万人以上の都市が、都市環境や都市需要の整備に要する費用に充てるため、一定規模以上の事業を営み、人や車両が参集する原因となる法人または個人に課す税金です。

事業所等の家屋床面積を課税標準とする「資産割」と、事業所等の従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」があります。

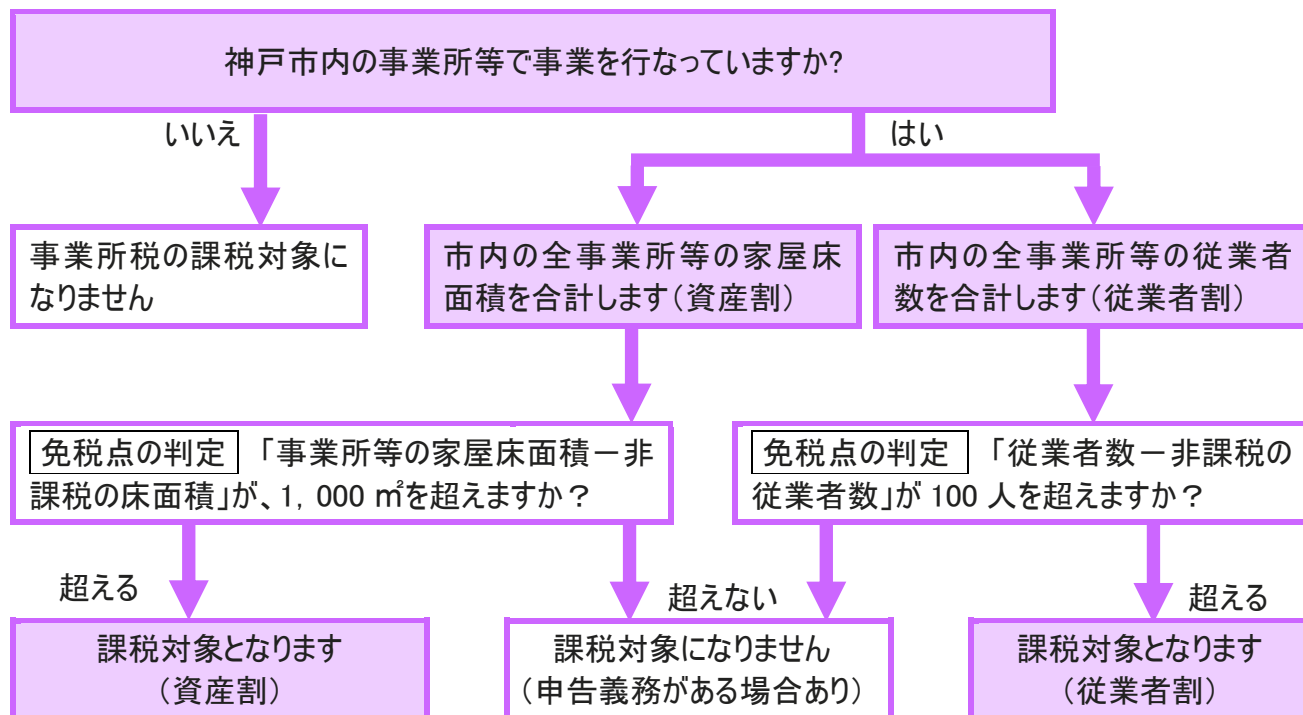
神戸市内の事業所等の家屋床面積の合計が **1,000 m²** を超えたら資産割の申告納付を！

神戸市内の従業者数の合計が **100 人** を超えたら従業者割の申告納付を！

なお、事業所税については、地方税法において、非課税や課税標準の特例（一定の割合を軽減）や条例による減免の措置が講じられています。

事業所税の簡易判定

一目でわかるフローチャート



家屋床面積の合計が 800 m² を超える場合や従業者数の合計が 80 人を超える場合 ⇒ 裏面もご覧ください。

事業所税の概要

資産割と従業者割

| | 資 産 割 | 従 業 者 割 |
|----------------|---|---|
| 課税客体 | 神戸市内にある事業所等において法人または個人の行う事業 | |
| 納税義務者 | 神戸市内にある事業所等において事業を行う法人または個人（※1） | |
| 課税標準 | 事業所等の家屋床面積 （自己所有であるか賃貸かを問わない） | 従業者の給与総額 （賞与を含み、退職金は除く） |
| 課税標準の 算定期間 | 法人 | 事業年度 |
| | 個人 | 課税期間（1月1日から12月31日） |
| 税 率 | 1㎡につき 600 円 | 従業者給与総額の 0.25% |
| 申告義務 | 神戸市内の事業所等の家屋床面積の合計が 800 ㎡ を超える場合 | 神戸市内の従業者数の合計が 80 人 を超える場合 |
| 免 税 点 の 判 定 | 神戸市内の事業所等の家屋床面積の合計（非課税部分を除く）が 1,000 ㎡ 以下 | 神戸市内の従業者数の合計（非課税に係る者を除く）が 100 人 以下 |
| | ・課税標準の算定期間の末日の現況で判断します。 ・資産割または従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合は、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要になります。 ・事業を行う法人または個人が免税点以下であっても、みなし共同事業（※2）に該当することにより免税点を超える場合があります。 | |
| 納付方法 | 申告納付（法人税、所得税、法人市民税などと同様） | |
| 申告納付 期 限 | 法人 | 事業年度終了の日から 2 か月以内 （※3） |
| | 個人 | 翌年の 3 月 15 日 |

※1 「事業を行う法人または個人」とは、事業所用家屋の所有者であるかどうかは問わず、実際に事業を行っている法人または個人です。いわゆる貸しビル等にあつては、その貸しビル等の借り受け名義を問わず、実際の使用者が納税義務者になります。

※2 「特殊関係者」（親族その他の特殊の関係にある個人又は同族会社）と同一の家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。この場合、免税点の判定はその者の事業と特殊関係者の事業を合算して行います。ただし、課税標準の算定については、いずれの場合も合算せず単独で行います。

※3 申告納付期限の延長制度はありません。法人市民税は法人税の延長期限を援用するため、延長があります。

・地方税共通納税システムにより、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。
詳しくは <https://www.eltax.lta.go.jp/>

事業所用家屋の貸付状況等の申告

貸主の申告義務

事業所税の適正、公平な運用を図るため、事業所用家屋の全部または一部を貸し付けている方には、当該事業所用家屋の貸付けの状況を申告していただく「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」を提出いただいております。申告期限は貸付日又は異動が生じた日の属する月の翌月の末日までとなっています。

お問い合わせ先・
申告書の提出先

神戸市 行財政局 税務部 法人税務課 事業所税担当
〒653-8772神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 2階
TEL (078)647-9397